

平成 28 年度 プラン推進のための取組

平成 29 年 1 月 23 日現在

■ たばこによる健康影響防止対策の推進

未成年者の喫煙防止対策

- ◆ 中学生向け喫煙防止リーフレットの配布
喫煙及び受動喫煙の健康影響の正しい理解に向け、都内の全中学校の新 1 年生に配布
【部 数】 13 万 6 千部
- ◆ ポスターコンクールの実施
 - ・都内の全小・中・高等学校を対象として実施（応募数 1, 418 点）
 - ・入賞作品はパネル展等の普及啓発に活用

受動喫煙防止対策

- ◆ 飲食店等における受動喫煙防止対策事業【新】
飲食店等を利用する方が、入店前にその店舗の禁煙・分煙等の状況を把握できるよう、表示物未貼付の飲食店等に対して、直接貼付の働きかけを行うとともに、従業員の受動喫煙防止に向けたパンフレットを作成
 - 【店頭表示物 配布部数】 3 万 4 千部
【パンフレット】平成 29 年 3 月配布予定
- ◆ 研修会の実施
都民の受動喫煙の機会が多い場所である、飲食店と職場での対策を支援するため、施設管理者や企業の人事担当者・健康管理担当者等を対象として実施。
 - 【職場向け】平成 28 年 11 月 2 日開催
【飲食店向け】平成 29 年 3 月実施予定
- ◆ 九都県市共通ポスターの作成・掲出
受動喫煙の健康影響について、九都県市で連携してポスターを作成し、11 月に郵便局（99 局）、都営地下鉄各駅（5 駅）、東京メトロ各駅（160 駅）、行政機関に掲出
- ◆ 都民の意識調査・飲食店における実態調査の実施
詳細は別紙のとおり



国の動き

- ◆ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会基本方針（H27.11）に受動喫煙防止対策の強化が盛り込まれ、受動喫煙防止対策強化検討チームを設置（H28.1）
- ◆ 受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）を公表（H28.10）
厚生労働省から、官公庁、学校、医療機関、飲食店等各施設の用途等に応じた対応案が示された。
⇒都においては、法律を早期に整備するよう、国へ提案要求した。（H28.6、H28.11）

受動喫煙防止対策関連調査結果について

1 調査の概要

受動喫煙に関する都民の意識調査

調査対象：平成28年1月1日現在、東京都全域(島しょ地域を除く)
に住所がある満20歳以上の男性及び女性、10,000人
(住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出)

調査方法：郵送配布・郵送回収

有効回収：5,490人(54.9%)

男性2,475人、女性3,015人

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

調査対象：東京都飲食業生活衛生同業組合及び一般社団法人日本フードサービス協会加盟の会員店舗から無作為抽出した8,000店舗
(島しょを除く)

調査方法：郵送配布・調査員による訪問回収または郵送回収

有効回収：2,861店舗(35.8%)

一般飲食店 1,241店(H25 741店)、遊興飲食店 1,600店(H25 293店)

2 結果の概要

- 喫煙率 <9 ページ>
15.6% (男性 24.8%、女性 8.2%)
- 各施設における受動喫煙の有無 <14 ページ>
受動喫煙に「あっている」施設
1 飲食店 2 駅・空港 3 ホテル・旅館
4 ゲームセンター、パチンコ等娯楽施設
- 施設における最適な対策 <53 ページ>
最適な対策の希望順位は以下のとおり
・建物内完全分煙(独立した喫煙場所) 35.2%
・建物内禁煙(屋外に独立した喫煙場所) 34.8%
・敷地内全面禁煙 21.3%
- 法的な規制について <57、58 ページ>
(全体) 賛成 66.1% 反対 19.3%
(喫煙者) 賛成 32.1% 反対 52.6%
(非喫煙者) 賛成 72.7% 反対 13.0%

<参考>平成27年度国民健康・栄養調査(厚生労働省)
喫煙率 18.2% (男性 30.1% 女性 7.9%)

- 禁煙・分煙対策取組状況 <29、117 ページ>
対策実施済(禁煙又は分煙)の店舗(H25との比較)
・一般飲食店 54.6% → 59.7%に増加
・遊興飲食店 12% → 13.9%に増加
- 対策実施店舗の表示の状況 <64、144 ページ>
・一般飲食店 「表示」53.8% 「表示していない」44.5%
・遊興飲食店 「表示」44.8% 「表示していない」53.4%
- 法律による規制の意見 <90、165 ページ>
・一般飲食店 規制に賛成 35.3%
規制に反対 53.2%
・遊興飲食店 規制に賛成 12.9%
規制に反対 68.4%
- 条例による規制の意見 <94、167 ページ>
・一般飲食店 規制に賛成 37.6%
規制に反対 47.4%
・遊興飲食店 規制に賛成 12.3%
規制に反対 64.5%

受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）

平成 28 年 10 月
厚生労働省

1. 受動喫煙防止対策を強化する必要性

- 受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）については、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、例えば、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされている。
- このため、我が国では、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康の増進を図る観点から、健康増進法及び労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めることとされている（努力義務）。また、国際的に見ても、我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締結国として、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策を推進することが求められている。
- このような背景の下、施設の管理者や事業者が受動喫煙防止対策に取り組んできたことにより、施設や職場における受動喫煙の状況は改善傾向にあるが、依然として3割を超える非喫煙者が過去1ヶ月間に飲食店や職場で受動喫煙に遭遇し、また、行政機関や医療機関において受動喫煙に遭遇する者も一定程度存在する⁽¹⁾等、我が国における受動喫煙防止対策は十分とは言えない状況にある。
- 加えて、我が国は2020年に東京オリンピック・パラリンピック、2019年にラグビーワールドカップの開催を控えている。これらの大会は、「スポーツ」を通じて健康増進に取り組む契機となるものである。
- 世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「た

(1) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成25年）

ばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、日本を除く近年の競技大会開催地及び開催予定地は、公共の施設や職場について、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っている。

(例)

- ・ ロンドン …建物内禁煙。
- ・ リオデジャネイロ …敷地内禁煙。
- ・ 平昌（韓国）…原則建物内禁煙。ただし、飲食店等では、喫煙室の設置が認められている。

○ こうしたことを踏まえ、我が国においても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、その前年に開催されるラグビーワールドカップに向けて、国民の更なる健康増進のために早急に受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高める必要がある。

2. 受動喫煙防止対策の具体策

(1) 基本的な方向性

- 国民の更なる健康の増進の観点に加え、東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。

- 受動喫煙防止のための方法としては、イギリスのように建物内を禁煙とすることが極めて有効であると考えられているため、我が国としては、イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも、受動喫煙防止対策の歴史的第一歩を踏み出し、日本のスモークフリー元年を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。

(2) 新たに導入する制度の具体的な考え方

- 新たに導入する制度については、施設の用途、主たる利用者、利用者による施設選択の可否等を勘案して、以下の①～③のとおり分類する。
 - ① 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、「建物内禁煙」とする。(官公庁や社会福祉施設等)
 - ② 上記①の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。(学校や医療機関等)
 - ③ 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、「原則建物内禁煙」とした上で、煙が外部に流出することを防ぐための措置を講じた「喫煙室」の設置を可能とする。(飲食店等のサービス業等)

- 上記の考え方を踏まえた主な施設に係る受動喫煙防止対策の内容については、次頁のとおり。

・前頁の考え方を踏まえた主な施設に係る受動喫煙防止対策の内容

官公庁	①建物内禁煙
社会福祉施設	①建物内禁煙
運動施設（スタジアム等）	①建物内禁煙
医療機関	②敷地内禁煙
小学校、中学校、高校	②敷地内禁煙
大学	①建物内禁煙
サービス業 飲食店、ホテル・旅館（ロビーほか共用部分）等のサービス業施設	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
事務所（職場）	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
ビル等の共用部分	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
バス、タクシー	①乗物内禁煙
鉄道、船舶	③原則乗物内禁煙（喫煙室設置可）

- なお、個人の住宅や、多数の者が利用する施設内であってもその用途が個人の住宅と同様と考えられる場所（ホテルの客室等）については、新たな制度の対象外とする。

(3) 受動喫煙防止対策の実効性を担保するための措置

○ 受動喫煙防止対策の実効性を担保する観点から、以下の義務、努力義務を課すこととする。

① 施設利用者については、喫煙禁止場所で喫煙をしない義務

② 施設の管理者については、

- ・ 喫煙禁止場所の範囲や喫煙室の位置等を掲示する義務
- ・ 喫煙禁止場所において喫煙器具等を設置しない義務
- ・ 喫煙室の設備・構造を受動喫煙防止対策のための技術的基準に適合させる義務

※喫煙室に係る技術的基準については引き続き検討する。

- ・ 喫煙禁止場所において喫煙者を発見した場合に喫煙を止めることを喫煙者に求める努力義務
- ・ 喫煙室への未成年の立入りを防止する努力義務

○ 義務違反者に対しては、勧告、命令等を行い、それでもなお義務に違反する場合には罰則を適用することとする。その詳細については、引き続き検討する。

3. 今後の立案作業

○ 我が国における受動喫煙防止対策をオリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準とすべく、必要な法律案を国会に提出することを目指す。その際には、関係者の意見を踏まえながら調整を進めることとし、また、施設の管理者等における十分な準備期間を確保するよう、できるだけ早期に作業を進めていく。

受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）

基本的な方向性

- 健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。
- イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも受動喫煙防止対策の歴史的第一歩を踏み出し、日本の「スモークフリー元年」を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。

新たに導入する制度の考え方

※詳細は次頁

- (1) 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、建物内禁煙とする。（官公庁、社会福祉施設等）
- (2) (1)の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。（学校、医療機関等）
- (3) 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とする。（飲食店等のサービス業等）

その他

- (1) 施設の管理者に対し、「建物内禁煙」「喫煙室を設置」等の掲示を義務付ける。
- (2) 実効性の担保措置として、施設の管理者や喫煙者本人に対し、罰則を適用する（詳細検討中）

受動喫煙防止対策の強化の内容（たたき台）

施設の類型	強化(案)
官公庁	建物内禁煙
社会福祉施設	建物内禁煙
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙
医療機関	敷地内禁煙
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙
大学	建物内禁煙
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス業施設	原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
事務所(職場)	原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
バス、タクシー	全面禁煙
鉄道、船舶	原則禁煙（喫煙室設置可）

イギリス	韓国
B	C
B	C
B	C
B	B
B	A
B	C
B	C
B	C
B	C
B	C
B	C
B	B
B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可)